

リーベおおにわ利用料金表

(2024年度4月現在) (1ヶ月31日で計算)

※金額はあくまでも概算です。施設の体制や制度改正等により変更になることがあります。

※介護保険負担割合証に記載されている負担率での請求となります。なお、この料金表は1割負担の場合の目安となっております。

この色の項目のものは毎月のご請求となります。		この色の項目のものは必要に応じてのご請求となります。				
項目 (単位)	1単位=10.14円	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス(一日))内1か月分	(682 (21,142)	753 (23,343)	828 (25,668)	901 (27,931)	971 (30,101)
日常生活継続支援加算 II		46/日 (1,426/月)				
看護体制加算 (I) ロ		12/日 (372/月)				
夜勤職員配置加算 (II) イ		46/日 (1,426/月)				
介護職員処遇改善加算 I		14%				
注:介護職員処遇改善加算、上記加算の合計に対し、14%を加算します。						
合計				32,937単位	35,517単位	37,991単位
31日の小計おおよそ (1割負担の場合) 円				33,398	36,014	38,523
初期加算 (入所日から30日以内の期間) *1か月以上入院して帰所された場合も同様に加算されます。		30/日 (930/月)				
入院・外泊時費用(月6日間を限度とし)		246/日				
看取り介護加算 I	死亡日45日前~31日前	72/日				
	死亡日30日前~4日前	144/日				
	死亡日前々日、前日	680/日				
	死亡日	1280/日				
介護保険外で実費負担 *単位は円						
①食費		1,670/日 (51,770円/月)				
②ユニット型個室居住費		2100/日 (65,100円/月)				
③ユニット型個室居住費 (トイレ付)		2,200/日 (68,200円/月)				
④おやつ代		110/日 (3,410円/月)				
個人専用の家電用品の電気代 (TV、冷蔵庫、ラジオなどを持込使用される場合)		55/日 (1,705円/月)				
1ヵ月の自己負担分 (トイレ付個室の場合: ①+③+④)		123,380円/月				
※減免措置による食費及び居住費の軽減					食費	居住費
	第4段階	市町村民税課税世帯 (基準額)			1,670 (1,445)	2,100 (2,066)
介護保険負担限度額認定 証をお持ちの方 (食費および居住費減免)	第3段階	①世帯全員が市町村民税の非課税者で、年金収入等が80万越120万円以下の方 (預貯金等が単身で550万円、夫婦で1550万円以内)			①650	①1,370
		②世帯全員が市町村民税非課税者であり、年金収入等が120万を超える方 (預貯金等が単身で500万、夫婦で1500万円以内)			②1,360	②1,370
	第2段階	世帯全員が市町村民税の非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方 (預貯金が単身で650万、夫婦で1650万円以内)			390	880
	第1段階	世帯全員が市町村民税の非課税者で、老齢福祉年金受給者又は生活保護世帯の方 (預貯金が単身で1000万、夫婦で2000以内)			300	880

※高額介護サービスについて

《非課税世帯の利用者負担限度額》

	区分	利用者負担上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	1万5,000円(世帯)
第2段階	全員が市区町村民税非課税の世帯、かつ前年の公的年金等収入額(※1) + その他の合計所得額(※2)の合計額が80万円以下の方等	1万5,000円(個人) 2 万4,600円(世帯)
第3段階	全員が市区町村民税非課税の世帯(第1段階・第2段階に該当しない方)	2万4,600円(世帯)

《課税世帯の利用者負担限度額》

	区分	利用者負担上限額(月額)
第4段階	市区町村民課税～課税所得380万円(年収約770万円未満)	4万4,400円(世帯)
第5段階	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満	9万3,000円(世帯)
第6段階	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	14万100円(世帯)